

令和5年草加市議会6月定例会追加提出議案

議案

第49号議案 草加市災害見舞金等支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【福祉政策課】

1 目的

災害救助法の適用を受けた災害のうち市長が特に必要があると認めたものについて、被災者の世帯に対する見舞金等の支給を可能とするものです。

2 内容

災害救助法が適用される災害は、国・県の支援制度が適用される大規模災害の想定のもと、現行の条例では見舞金等（※）の支給を行わないものとしていましたが、同法が適用された災害についても、支援制度の適用状況に応じて柔軟な対応が図れるよう見直すものです。

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none">・災害救助法の適用を受けない災害を対象に見舞金等を支給（災害救助法の適用を受けた場合は、支給しない。）・支給手続は、災害発生の日から30日以内に市長に届出	<ul style="list-style-type: none">・災害救助法の適用を受けない災害を対象に見舞金等を支給。<u>ただし、同法の適用を受けた災害であっても市長が特に必要があると認めたものについては、支給することができます。</u>・支給手続は、災害発生の日から30日以内に市長に届出。<u>ただし、市長が特に必要があると認めるときは、届出期限を延長できるものとします。</u>

※ 見舞金又は弔慰金

死亡	10万円以内
家屋全焼又は全壊	10万円以内
負傷	5万円以内
家屋半焼又は半壊	5万円以内
家屋床上浸水	2万円以内

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和5年6月2日以後に生じた災害による被災者に対する見舞金等の支給について適用します。